

# 勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail [web@oh-kinmui.jp](mailto:web@oh-kinmui.jp)  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

老後の保障から教育費まで、医師のライフプランをサポート

## 保険医年金は6/25まで

### 予定利率 1.259%

資料のご請求は同封のFAX用紙をご利用ください

## 勤務医にも必要な 保険診療の知識

勤務医部会部長 鶴田 一郎



唐の代表的な詩人の白居易(白楽天)が杭州の県知事であった時に、道林和尚に「仏教の大意とは何なのか」と質問した。道林和尚は「諸悪莫作・衆善奉行(悪いことをしないで良いことをしましょう)」と答えた。白居易は「そんなことは3歳の童子でも知っている」と応酬した。すると、道林和尚は「3歳の子どもが知っているも、80歳の老人ですらこれを実行することは難しいぞ」と応じた。

これは、知っていてもいざ実行しようとする、なかなか難しいことのとえ話としてよく引用される話である。

さて、話は少し変わるが、「勤務医にも必要な保険診療の知識」についてもこのことが当てはまるのではないかと考えている。そこで、大阪府保険医協会勤務医部の機関紙(勤務医 LETTER)に連載された同協会事務局参与の上田浩治氏の「勤務医にも必要な保険診療の知識」(2面参照)から興味深いものについて抜粋した。

1. 「保険医の登録をお忘れなく」では、パート・アルバイト先等の医療機関で「保険医登録」を済ませてほしいとのことであるが、パート・アルバイト先の医療機関

は保健所での医師免許証の原本照合もしなければいけないので、上記の出先機関に「コピーではなく医師免許証の原本」を渡すことを、蛇足ながら付け加えたい。

2. 入院患者の他科受診の扱いについて「入院中の患者に対する必要な医療は入院医療機関で提供する」のが基本的な考え方である。例外的な措置として転院または対診が不可能な場合に限って他の医療機関への外来受診が認められることになる。他医療機関受診の扱いについては入院している病床(棟)により3つの区分があるが、いずれも、

①入院医療機関名②算定する入院料、③受診した理由、④診察料の4点を無償で情報提供する必要がある。他医療機関はこの情報により保険請求をする範囲を判断することになる。知らないうちに患者の家族が元の医療機関に出向いて薬をもらってきたということがないようにしたい。

3. 個別指導では信憑性の高い「情報提供」による医療機関を選定委員会で検討・議論し、個別指導の対象としているともいわれている。「信憑性の高い情報」としては従業員等からの内部告発等があげられる。このため日ごろから従業員との雇用環境の不備やトラブルを避ける必要がある。

4. 医療保険における「医療給付」と「現金給付」では、①「鍼・灸」の施術については「支給の対象疾患」が決められており、さらに、保険診療と「鍼・灸」の施術は並行

給付が禁止されているので「同意書または診断書」を交付した医療機関以外でも交付以降は「同意書」に記載された疾病について保険診療が認められなくなるので注意が必要である。②「あん摩・マッサージ」の施術は特に対象となる病名は例示されていないので、保健診療の並行給付は認められるため「同意書」を交付しても引き続き保険診療は認められる。③柔道整復の施術の支給対象は骨折・不全骨折・打撲・捻挫・脱臼となる。これらの病名についての医師の診断が必要となるが同意書はいらない。

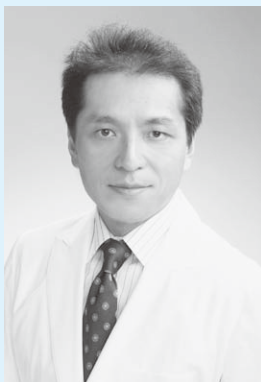
①②③とそれぞれ別々の免許・資格で「施術」を行っているので正しい理解が必要である。

以上のこと等を上手に解説されているので本として上梓されればご一読くださるようお勧めします。

### 保団連 第5回勤務医交流会 記念講演のご案内

## 「医師法21条の正しい 解釈と医療関連事故」

講師 佐藤 一樹 先生  
(医)いつき会ハートクリニック院長



今回の保団連勤務医交流会は、医師法第21条の正確な解釈と適正な運用の重要性について、全国で講演活動がされている佐藤一樹先生にお話しを伺います。

日時 **6月2日(日) 午前11時~12時30分**  
会場 **東京・浜松町・フクラシア浜松町6F・B会議室**  
(☎03-3510-3051、JR浜松町駅、モノレール浜松町駅から徒歩2分)  
お問合せ ☎06-6568-7721 保険医協会・田川/若林まで

## 勤務医も利用できる 「休保制度」締切迫る **4/25** まで

「保険医休業保障制度」は、2006年の保険業法施行以来、新規・増口募集を停止していましたが、今年3月より「保険医休業保障共済保険」として申し込み受付を再開します。病気やケガのときも安心して療養できる制度です。ぜひこの機会にご利用ください。

詳しくは、保険医協会共済部まで(電話06-6568-7721・FAX 06-6568-2389) 資料請求ください。

### 加入申込資格

- ※加入申込みできる方は、次の要件を全て満たす方です。
- ①59歳(昭和29年2月2日以降に生まれた方)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医である方。
- ②加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事している。

[注: 申込み後、告知書による加入審査での加入判定があります]

## 新規開業のご相談は保険医協会まで 相談料は無料

■大阪府保険医協会は随時開業相談に応じています。■新規開業をお考えの先生は、「コンサルタント」の方にまず相談される方が多いと思います。しかし、その「コンサルタント」の方が医療機関の新規開業に本当に詳しいのかどうかはすぐには分かりません。また、ひとつの「コンサルタント」の方に頼んだのに、いつの間にか複数の業者と交渉になり、費用がかさんだなどの声も届いています。■保険医協会の新規開業相談はそういったご不安を解決することだけでなく、大阪府保険医協同組合や信頼できる業者と連携して新規開業相談を無料で行っています。



新規開業個別相談ご希望の方には、「新規開業のてびき」を進呈いたします。

後継者をさがしている開業医の方と 開業希望の勤務医の方をコーディネート **医院継承・開業 支援サイト** <http://www.keisyoudc.net/>



勤務医にも必要な **保険診療の知識** 最終回 18

参考・保険診療にまつわる  
様々な約束事③

薬剤の審査は「適応病名」より  
「薬理作用」を優先

薬の適応について「A一適応病名なし」で減点される場合が、往々にしてあります。これに関して、昭和54年8月29日付で、当時の橋本龍太郎厚生大臣から日本医師会長の武見太郎氏に宛てた「日医発第211号への厚生大臣の回答」という文書があります。

「8月21日付の貴翰に次のとおり回答いたします。

1. 薬効表示について、医学と医師の立場がまったく無視され、製薬会社の資料のみによる病名決定で用途が規定されていることは誤りでした。

厚生大臣としては、薬理作用を重視するものであり、能書については、薬理作用の記載内容を充実する方向で改善するよう、薬務局に対し指示いたしました。したがって、医師の処方薬は薬理作用に基づいて行われることとなります。

2. 社会保険診療報酬支払基金においても、これをうけて学術上誤りのなきを期して、審査の一層の適正化を図ることとし、また、この点について、都道府県間のアンバランスを生じないように、保険局に対し指示いたしました。

3. 以上により、医師の処方権の確立が保証されるものと考えます。

4. 国民医療の効率化を図るためには、プライマリー・ケアの確立等地域医療の充実が必要であり、また、これとともに、医学常識から極端に外れた診療等に対して、その是正を協力に進めてまいる所存であります。」

さらに、厚生省保険局長から支払基金理事長に宛てた「保険診療における医薬品の取扱について」という、昭和55年9月3日・保発第51号があります。

「保険診療における医薬品の取扱については、別掲昭和54年8月29日付書簡の主旨に基づき、下記によるものであるので通知する。

なお、医療用医薬品については、薬理作用を重視する観点から中央薬事審議会に薬効問題小委員会が設置され、添付文書に記載されている薬理作用の内容を充実する方向で検討が続けられているところであるので申し添える。

記

1. 保険診療における医薬品の取扱については、厚生大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされているが、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用試行義務期間又は再審査の終了した「医薬品」をいう。）を薬理作用に基づ

いて処方した場合の取扱については、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。

2. 診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生大臣の承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来すことのないようにすること。」と。

「支払基金 近畿ブロック通信・大阪支部通信」平成24年1月号に、『新年のごあいさつ』として、光井審査委員長の辞として次のような文章もあります。

「…支払基金では昨年『支払基金サービス向上計画』を策定し、種々の課題に取り組んでいるところであり。

この計画の中の昨年4月から実施予定でありました突合点検及び縦覧点検は、本年3月より実施されることになりました。

…レセプトの電子化に対応した審査については、全ての電子レセプトについてはシステムチェックを行うことを基本とし、平成22年2月以降、医薬品の用法・用量、適応症チェックを開始し、『医薬品と傷病名の禁忌及び医薬品の併用禁忌等のチェック』、『診療行為と傷病名の関連チェック』…とコンピュータチェックの充実を図り、昨年7月からは電子点数表を活用したコンピュータチェックを行っております。

しかしシステムチェックは、あくまでも審査委員による審査を支援するためのものであり、コンピュータが自動的に審査するものではありません。最終的な審査決定は審査委員の医学的判断となります。審査委員が個々のレセプトについて下す医学的判断、診療行為の適否はコンピュータで代替することはできません。…」

すなわち、必ずしも「適応病名がなくとも、薬理作用で適応であれば、コンピュータで機械的に減点するのではなく審査委員の医学的判断による」ということです。

資格喪失後受診は、  
保険者間調整が原則

平成23年10月から、支払基金は“被保険者資格の点検をめぐる保険者及び保険医療機関等の事務処理負担の軽減を図る”目的で「オンラインによる請求前の資格確認」を実施しており、2ヶ月以上前の「資格無保険証による受診」に関して、医療機関に返戻しています。

ところが資格喪失後の受診について、大阪府医師会と関係団体間で「被保険者の資格（国保・社保）混淆に関する取り扱い」によって「保険者と被保険者間で調整」することを確認しています。

「国保の被保険者が診療の途中において社保

の被保険者へ変わった場合の、いわゆる被保険者の資格混淆に関する取り扱いについては、昭和37年に大阪府医師会と大阪府社会保険管理課（現所管は近畿厚生局）、大阪府国保課ならびに大阪市の四者で協議し、『医療機関が受給資格を確認して診療したものについては、保険者と被保険者間で調整する』ということで合意しており、現在もこの取扱は変わっていません。

具体的には次のとおり。

1) 医療機関が被保険者に受給資格を確認し、医療機関に責がない場合には、通常の請求方法通り国保連合会に請求する。被保険者の資格異動に伴う療養費は、保険者と被保険者との間で調整する。例えば、国保の被保険者が受診の途中において国保から社保へ資格が異動した場合に、①保険証の回収がなされず医療機関に保管されており被保険者も資格の異動があったことを告知しない時、あるいは②初診時に被保険者証を提示して受診し、その後、他の疾病とか当該患者以外の者が使用する等の理由で保険証を返して診療を続け、資格の異動があったことが分からなかった場合等は、医療機関になんら責任がないのであるから、資格喪失後の受診ということで支払基金へ請求しなめという面倒な手続きはいらぬわけである。

2) 国保保険者と被保険者との調整は、直接医療機関に関係のないことであるが、次のような方法により処理されている。

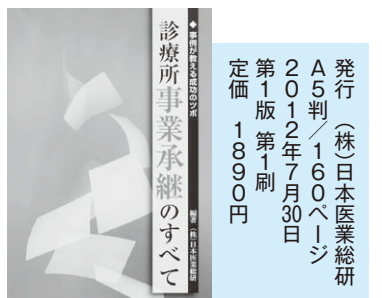
○国保保険者は、当該被保険者から資格喪失後に給付した費用を不当利得として徴収する。その際、保険者は当該徴収金にかかる請求明細書（またはその写し）を当該被保険者に交付する。

○被保険者は、保険者より交付された領収書と明細書（またはその写し）を『療養費支給申請書』に添付し、それを異動後の社保保険者（協会けんぽであれば都道府県支部）に提出し、療養費の支払いを受ける。

従って、この療養費支給申請に関する証明書、領収書等を保険医療機関が発行する必要はない。（請求事務のしおり、平成20年12月・大阪府医師会）

上記の調整は、「国保から社保へ異動した場合国保保険者と被保険者間の調整」を規定していますが、社会保険管理課（現所管・近畿厚生局）が係って合意していることから、当然「社保から国保への異動」も同様の調整が行われると解釈されます。また、被保険者の経済的負担を考慮して、「保険者と保険者の間で調整」されるべきものです。従って、保険医療機関の責任に帰さない資格喪失後受診については「返戻」するべきではありません。

（事務局参与・上田 浩治）



診療所事業承継のすべて

今は充実して、多くの患者を抱えている開業医もいつか必ず、閉院の時が来る。自院の将来像を考えたうえで、本書はきっと参考になる。また、今開業を考えている勤務医の先生方にも、ぜひ一度読んでほしい一冊である。巻末に掲載されている資料も大いに参考になる。  
(保険医協会副理事長 入谷 純光)

勤務医に役立つ  
保険診療の知識

本書は、病院勤務医はもちろん、これから開業を考えている先生やすでに開業されている先生にも利用していただけるよう、本号まで「勤務医LETTER」で連載していた「勤務医に必要な保険診療の知識」に加筆・整理したものを「勤務医に役立つ保険診療の知識」として再編集したものです。ぜひお読みください。(定価 1,000円)

